

[事案 19-30] 配当金請求

- ・平成20年1月12日 裁定申立受理
- ・平成20年6月25日 裁定終了

< 事案の概要 >

加入時に提示された設計書記載どおりの保険料払込満了時の生存保険金額（配当金による買増保険金累積金額）を支払って欲しいと申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

昭和55年に終身保険に加入し、65歳の保険料払込満了時に受け取れる生存保険金（配当金による買増保険金）の一時金受取額が、加入時に提示された設計書には850万円と記載されているのに、実際に支払われる生存保険金は167万円余であると保険会社から通知があった。

設計書に記載されている金額（一時金受取の生存保険金850万円等）に納得して契約締結したものであり、長年、同金額が支払われることを楽しみに掛け続け、ローン返済に充てる予定にしていたのに、老後の生活設計が狂ってしまう。設計書に記載された生存保険金（一時金受取）850万円の支払いを求める。

< 保険会社の主張 >

下記の理由等により、申立人の請求には応ずることは出来ない。

- (1) 申立契約は設計書に記載された確定金額の生存保険金を支払うことを内容とする保険ではなく、保険料払込期間中の配当金により買い増しされた生存保険金の累積額を生存保険金として支払うことを内容とする契約である。すなわち、設計書に記載された生存保険金は設計書作成時の実績を前提として算定されたもので確定金額ではない。設計書においても、「記載の配当数値（生存保険金額等）は今後変動することがあり、将来の支払額を約束するものでない」という注意書きが付されている。
- (2) 申立契約の契約年は昭和55年であり、当時の予定利率は5.0%と高率であったため、現在の経済状況下では利差益はまったく生じていない状況にある。また死差益・費差益を合算しても剰余は全く生じておらず、むしろ予定利率と現実の運用実績の差から生ずるマイナスの影響も非常に大きく、平成6年度以降の配当がゼロという状況が続いた。そのため、買い増しされた生存保険も設計書作成時の実績を前提とした算定を下回り、その結果、生存保険金額も設計書記載の数値を下回ることとなった。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、当事者双方から提出された書面による審理を行った結果、下記理由により本件申立てには理由がないことを認め、生命保険相談所規程第40条により裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 約款によれば、本件保険契約の生存保険金として支払われる金額は、保険料払込期間中の社員配当金で買い増しされた生存保険の保険金の累計額であるとされており、確定金額の生存保険金を支払うものとはされていない。また、本件保険の設計書には、設計書記載の金額を支払うことを約する文言はなく、「記載の配当数値（年金年額・年金配当および生存保険金額）は、当商品の営業案内の説明のとおり、今後変

動することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありませんのでご注意ください。」との注意文言が記載されている。

以上から、設計書記載の生存保険金の支払をすることが本件保険契約の内容になっているとは言うことは出来ない。

- (2) 設計書に記載された予測金額と実際に支払われる金額が乖離していることは、申立人の老後の生活設計に支障を生じさせることはよく理解できるところであるが、その主たる原因は、いわゆるバブル経済の崩壊後の予測困難な経済状況の変化にあり、他の多くの生命保険契約においても同様の事態を生じているところであって、これをもって保険会社の法的責任を問うことは困難であると言わざるを得ない。